

安 全 管 理 規 程

【 旅 客 事 業 】

揖斐タクシー株式会社

目 次

第 1 章 総則

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営と方針等

第 3 章 代表者（経営者）の役割等

第 4 章 安全管理の実施等

第 5 章 安全管理の取組み状況の点検と改善等

第1章 総則

(目的)

第1条

この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法『昭和26年法律第183号』（以下「法」という。）第22条の2（輸送の安全性の向上）の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条

本規程は、当社の乗合バス及び貸切バス運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営と方針等

(輸送の安全に関する基本的な考え方)

第3条

代表者（経営者）は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条

前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じ

る
こと。

- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条

第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条

前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 代表者（経営者）の役割等

(代表者（経営者）の役割)

第7条

- 代表者（経営者）は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- 2 代表者（経営者）は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、安全管理体制の構築等必要な措置を講ずる。
 - 3 代表者（経営者）は、輸送の安全の確保に関し、安全統括責任者の意見を尊重する。
 - 4 代表者（経営者）は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条

次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制（別紙1）を構築し、輸送の安全を確保するための社内統治を適確に行う。

- (1) 安全統括責任者
- (2) 運行管理者

- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者
- 2 安全統括責任者は、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
- 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括責任者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括責任者の選任及び解任)

第9条

旅客自動車運送事業規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全を統括する責任者（以下「安全統括責任者」という。）1名を選任する。

- 2 安全統括責任者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該責任者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
 - (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括責任者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括責任者の業務)

第10条

安全統括責任者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 安全目標を作成し、従業員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取り組みを積極的に行うこと。
- (3) 代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に適時、適切に報告すること。
- (4) 会社の人員規模に応じた安全管理の取り組み体制を決め、各自の役割を定め、社内に周知する。
- (5) 安全管理の取り組み状況を定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、その結果を代表者（経営者）に適時、適切に報告すること。
- (6) 代表者（経営者）等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。

- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、従業員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 安全管理の実施等

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条

代表者（経営者）と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠ぺいしたりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条

事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

(下請事業者の利用)

第13条

旅客事業者が下請け事業者を利用する場合にあつては、次のような下請事業者の輸送の安全の確保を阻害する行為を行ってはならない。

- ① 到着時間等について安全の確保が困難な無理な運行を依頼すること。

また、下請事業者と長期契約を結ぶなどの密接な関係にある場合は、下請け事業者における安全管理体制の構築・改善について要請・指導する。

- 2 事故、災害に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図ると共に、第1項

の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

- 4 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第14条

第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第15条

安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括責任者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告すると共に、輸送の安全の確保のための方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第16条

安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度の安全確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第17条

輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理

規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修に実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後１００日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止対策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通大臣に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

第１８条

本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括責任者の指示、安全管理の取り組み状況の自己チェックリストの結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

《附 則》

- 1 本規程は平成２５年１０月１日から実施する。

事故緊急時対応マニュアル

けが人の救護

救急車は119番

- ケガ人に近寄る前に、**周囲**を見渡して**安全**であることを**確認**しましょう。
- ケガ人が頭や首を強く打った可能性がある場合は、**むやみに動かさないこと**。
- ケガ人がいる場合は、以下の手順に従って、救護してください。

① 反応

声を掛ける、肩をたたくなどの刺激を与えて反応を確認(体をゆすったり、動かしたりしない)。

有 元気づけ、落ち着かせる。必要な応急手当を行う。

無 助けを求める。119番通報、AEDの手配、気道の確保を行う。

② 呼吸

口と鼻先に頬をできるだけ近づけて、胸の上下の動きをみる、呼吸音を聞く、と息を感じる。

有 普段通りの息をしている場合は、回復体位にして様子を見守る。

無 普段通りの息をしていない場合は、人工呼吸を2回行う。(省略可能)心肺蘇生(胸骨圧迫30回+人工呼吸2回)をくり返す。
心肺蘇生はAEDを装着するまで、専門家に引き継ぐまで、またはケガ人が動き始めるまで続ける。圧迫は強く・早く(約100回/分)・絶え間なく行う。圧迫と圧迫の間は、胸が元の高さに戻るまで十分に圧迫を解除する。

③ 出血

外出血、特に大出血を認めた場合は、直ちに止血の処置を。

有 ガーゼや清潔なハンカチなどで出血部位を強く圧迫する。

無 骨折、ねんざ、痛みなど、その他の異常がないか観察する。

気道の確保

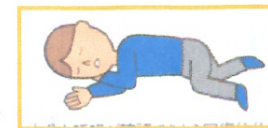
気道とは、呼吸の際の空気の通り道で、「気道の確保」とは、この通路を開通させることを言います。

頭部後屈あご先挙上法

静かに額を抑え、あご先を人差し指と中指の2本の指でゆっくり持ち上げて、気道を確保する。



回復体位



十分な呼吸を確保できたら回復体位にする。あお向けにしたけが人の横に座り、①ケガ人の手前側の腕を開く。②反対側の方と腰を持って、手前に静かに引き起こし、体を横向けにする。③両ひじを曲げ、上になった手を顔の下に入れ、口元が床面に向くようにする。④姿勢を安定させるため、上になった足の膝を曲げ腹部に引き寄せる。

事故緊急時対応マニュアル

二次災害の防止

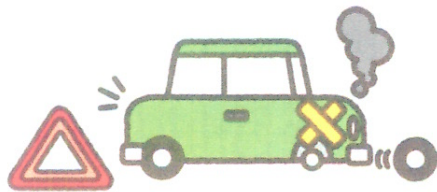
事故の連絡は

110番

- 事故現場は、ガソリンが流れたり、積荷に危険があったりするため、**火は絶対に使わない**こと。
(発煙筒はガソリンや可燃物のそばでは使用しない)。
- 二次災害に巻き込まれないよう、**自分と相手双方の安全を確保**すると共に、車両等を**安全な場所へ移動**する。
- 二次災害の防止措置をとったら、**車に残らず安全な場所に避難**する。(高速道路では、ガードレールの外側に出ること。)

二次災害のおそれがないとき

事故現場の保存



ハザードランプ (非常点滅表示灯)、停止表示器材等で
二次災害防止措置をとる。

二次災害のおそれのあるとき

状況を確認し、安全な場所へ移動



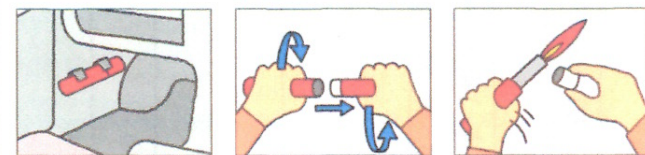
安全な場所に車を移動し、
エンジン切る。

ハザードランプ (非常点滅表示灯)、
停止表示器材等で
二次災害防止措置をとる。

停止表示器材の置き方

- ①自動車の後方の**道路上に停止表示器材を置き**、後続車の運転者に停止していることがわかるようにする。
- ②夜間 (途中で視界が200M以下の場合も同じ) は停止表示器材と合わせて、**ハザードランプを点滅**させる。
- ③停止表示器材を置くときは、**発煙筒を使って合図**するなど後続車に十分注意する。

発煙筒の扱い方



1 万一に備え、
日頃からどこに
あるのかを
確かめておく。

2 本体を
ひねりながら
取り出す。

3 すり薬でこすり、
点火する。